

宮津市公報

令和2年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 26 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
27 宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例…………… 1

規 則

- 26 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 1
27 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 112 宮津市環境基本計画策定委員会設置要綱…………… 3
113 宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱…………… 4
114 宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 6
115 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（ロタウイルス感染症）…………… 6

訓 令

- 6 宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程…………… 7

公 告

- 41 公共下水道の共用及び下水の処理の開始…………… 8
42 農用地利用集積計画の縦覧…………… 9
43 公示送達…………… 9
44 公示送達…………… 9
45 宮津市人事行政の運営等の状況の公表…………… 9

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 11 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新…………… 13

教 育 委 員 会

《告示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 15
12 宮津市教育委員会臨時会の招集…………… 15

《訓令》

- 2 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の自己啓発等休業取扱要領…………… 15

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 18

—— 選挙管理委員会 ——

《告示》

9 有権者総数の50分の1の数	18
10 有権者総数の3分の1の数	18
11 有権者総数の6分の1の数	19

条 例

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第26号

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第92号中「第64号」を「第66号」に改め、同号を同表第94号とし、同表中第49号から第91号までを2号ずつ繰り下げ、第48号の次に次の2号を加える。

(49) 自殺対策推進協議会の会長	同 20,000円
(50) 同委員	同 17,200円又は7,500円

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第49号及び第50号の規定は、令和2年8月4日から適用する。

(報酬の内払)

- 改正前の別表第62号及び第63号の規定により、令和2年8月4日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた自殺対策推進協議会の会長及び委員に対する報酬は、改正後の別表第49号及び第50号の規定による報酬の内払とみなす。

* * *

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第27号

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

宮津市老人デイサービスセンター条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表宮津市デイサービスセンター松寿園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第26号

宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和52年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宮津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市杉末会館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 宮津市杉末会館条例施行規則（昭和52年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市休日応急診療所条例施行規則の一部改正)

第 4 条 宮津市休日応急診療所条例施行規則（平成 8 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 6 年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 6 条 宮津市国民健康保険条例施行規則（平成 6 年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

第 5 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市介護保険条例施行規則の一部改正)

第 7 条 宮津市介護保険条例施行規則（平成12年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が会長から指名された後最初に招集すべき会議は、会長が招集する。

(ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第 8 条 ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則（平成27年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市景観条例施行規則の一部改正)

第 9 条 宮津市景観条例施行規則（平成26年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

第11条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、会長が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第27号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第112号

宮津市環境基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年9月9日

宮津市長 城崎雅文

宮津市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、宮津市の環境に関する施策について広く意見を聴取するため、宮津市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本計画の目標に関すること。
- (2) 基本計画の施策に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び事業者の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する協議の結果を市長に報告する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、環境政策担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第 2 条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

— * * * —

宮津市告示第113号

宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 10 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

第 1 条 宮津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第152号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部改正)

第 2 条 宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市総合計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第 3 条 宮津市総合計画策定委員会設置要綱（令和 2 年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市指定管理者選定委員会設置要綱の一部改正)

第 4 条 宮津市指定管理者選定委員会設置要綱（平成29年告示第112号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市固定資産評価審査委員規程の一部改正)

第 5 条 宮津市固定資産評価審査委員規程（昭和29年告示第28号の 1）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、委員長及び委員長の職務を代理する者がともに不在のときは、市長が招集する。

(宮津市地域福祉計画推進協議会設置要綱の一部改正)

第 6 条 宮津市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成28年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱の一部改正)

第 7 条 宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱（平成18年告示第148号）の一部を次のように

改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき協議会の会議は市長が招集し、最初に招集すべき部会の会議は会長が招集する。

(宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部改正)

第8条 宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱(平成6年告示第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱の一部改正)

第9条 宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱(平成23年告示第102号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱の一部改正)

第10条 宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱(平成26年告示第90号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱の一部改正)

第11条 宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱(平成27年告示第119号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市男女共同参画審議会設置要綱の一部改正)

第12条 宮津市男女共同参画審議会設置要綱(平成29年告示第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部改正)

第13条 宮津市農業委員会の委員の選任に関する要綱(平成29年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項に次のただし書を加える。

ただし、委員が任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の一部改正)

第14条 宮津市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱(令和2年告示第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(地籍調査実施推進委員会要綱の一部改正)

第15条 地籍調査実施推進委員会要綱(昭和58年告示第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市いじめ問題対策連絡会議設置要綱の一部改正)

第16条 宮津市いじめ問題対策連絡会議設置(平成26年告示第120号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市水道使用料金等審議会設置要綱の一部改正)

第 1 7 条 宮津市水道使用料金等審議会設置要綱 (昭和58年告示第57号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

(宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱の一部改正)

第 1 8 条 宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱 (昭和58年告示第57号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第114号

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 18 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱 (平成21年告示第48号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「205万円」を「230万円」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号ただし書中「100万円」を「120万円」に改め、同項第 4 号中「125万円」を「150万円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「100万円」を「120万円」に改め、同項第 2 号中「125万円」を「150万円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第115号

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲

令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた、次に掲げる者

 - (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後までの間にある者
 - (2) 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
出生 6 週 0 日後から 32 週 0 日後までの間にある者
ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。
 - ア 腸重積正の既往歴のあることが明らかな者
 - イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者
 - ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
 2回(27日以上の間隔をおいて2回接種)
 (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
 3回(27日以上の間隔をおいて3回接種)

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
今出陽一郎	今出クリニック
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二 藤本美智子	岩破医院
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

訓 令

宮津市訓令甲第6号

庁中一般
各 かい

宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程を次のように定める。

令和2年9月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程
 (設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、全庁横断的な体制の下、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、宮津市自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する業務の情報交換及び相互連携に関すること。
- (2) 自殺対策の諸施策の調整、検討及び推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、座長1名、副座長1名、委員若干名をもって組織する。

- 2 座長は健康福祉部長を、副座長は社会福祉課長を、委員は総務課長、市民課長、商工観光課長、健康・介護課長、学校教育課長、社会教育課長及び市長が指定する職員をもって充てる。

(座長及び副座長)

第4条 座長は、連絡会議の会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 連絡会議には、組織を構成する部署の実務者による実務者会議を置くことができる。

(関係者の出席等)

第6条 座長は、連絡会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させるとともに、資料の提出又は意見の陳述等をさせることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

公 告

宮津市公告第41号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、令和2年9月16日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

令和2年9月15日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和2年9月30日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市宇国分の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市宇国分の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（略）

* * *

宮津市公告第42号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年9月10日付け宮農委第29号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年9月18日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年9月18日

至 令和2年10月2日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第43号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年9月18日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第44号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年9月25日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第45号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、令和元年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和2年9月28日

宮津市長 城崎雅文

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（令和元年度）

部 局	採用者数
市長の事務部局	4人
教育委員会の事務部局	1人
合 計	5人

(2) 部局別職員の退職状況（令和元年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	11人
教育委員会の事務部局	2人
合 計	13人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	平成31年4月1日			(参考) 平成30年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		170人	109人	61人	178人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		35人	14人	21人	37人

農業委員会の事務部局	2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局	0人	0人	0人	0人
公営企業	11人	10人	1人	11人
合計	223人	138人	85人	233人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度より、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B）/（A）	（参考）30年度の人件費
14,049,623千円	1,914,174千円	13.6%	2,055,581千円（15.6%）

※ 令和元年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	323,385円	42.7歳	340,827円	55.9歳	—
（参考）国	329,433円	43.4歳	287,312円	50.9歳	

※ 一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（令和元年度）

区分	宮津市		（参考）国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	180,700円	192,400円	180,700円	192,400円
高校卒	148,600円	157,000円	148,600円	157,000円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	260,500円	329,300円	364,200円
高校卒	231,300円	305,500円	341,600円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	課長補佐 係長 主任	課長	部長	
職員数	13人	19人	68人	47人	17人	6人	170人
構成比	7.6%	11.2%	40.0%	27.7%	10.0%	3.5%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	月額等		特別措置
	市長	副市長	
給料	720,000円	584,000円	20%減額措置後
	副市長	584,000円	
報酬	議長	430,000円	—
	副議長	370,000円	
	議員	350,000円	
期末手当	6月期		年間計
	12月期		
	年間計		
市長・副市長	1.675月分	1.675月分	3.35月分
	議長・副議長・議員	1.675月分	1.675月分

(7) 主な職員手当の状況（平成31年4月1日現在）

区分	宮津市	（参考）国
----	-----	-------

	支給対象	支給額等					
		支給期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	6月期	1.30月分	0.925月分	同制度		
		12月期	1.30月分	0.925月分			
		年間計	2.60月分	1.85月分			
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有					
※退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	早期・定年	同制度		
		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分			
		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
		勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
		最高限度額	47.709月分	47.709月分			
(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~45%加算							
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月 額		同制度		
		配偶者	6,500円				
		子	10,000円				
		その他	6,500円				
(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円							
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月 額		同制度		
		借家等(最高支給限度額)	27,000円				
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月 額				
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円~ (60km) 29,400円 駐車場加算 月額3,000円まで	(2km) 2,000円~ (60km) 24,500円			
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限) 55,000円	同制度			
管理職手当	課長級以上の管理職員	部長級	給料月額×7% (50%削減措置後)		本府省 課長等 130,300円 など		
		課長級	給料月額×5% (50%削減措置後)				
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)			同制度	
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)				
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)			全27種類			
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円 (死亡人収容業務)				
		感染症防疫作業	1日1,000円				
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度			

※平成17年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 (1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1 週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前 8 時30分	午後 5 時15分	午後 0 時～午後 1 時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考) 令和元年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	10.2日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇(職員の出産時)	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇(職員の結婚時)	7日以内
		忌引(職員の親族死亡時)	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇(夏期の諸行事等)	3日以内(7月～9月)
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	(1年につき) 子が1人:7日、子が2人:10日 子が3人以上:子の数-2日+10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子(3歳未満)の養育		職員の子が3歳に達する日まで

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況(令和元年度)

育児休業取得者数	うち新規取得者	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数

(2) 自己啓発等休業の取得状況(令和元年度)

大学等 過程の履修	国際貢献 活動
0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数(令和元年度)

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	3人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人

※「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況(令和元年度)

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	292件	選挙事務従事他
合 計	292件	

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の再就職の状況(令和元年度)

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人	その他

平成29年度	0件	0件	0件
平成30年度	0件	0件	0件

※管理又は監督の地位にあった職員が退職し、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況を届け出ることが義務付けられ、当該届出内容を公表するものです。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和元年度）

研修区分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 (研修講師による開催研修)	323人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 (研修機関等での研修)	86人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他
合計	409人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（令和元年度）

区分	申請件数	認定件数
公務災害	2件	2件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（令和元年度）

区分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 (地方公務員法第42条)	宮津市職員互助会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業他
共済制度 (地方公務員法第43条)	京都府市町村職員共済組合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（令和元年度）

区分	内容
会員数（平成31年4月1日現在）	321人（うち宮津市職員221人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	24,964,650円
うち宮津市補助金 (補助率)	2,608,986円 (給料月額0.3%（職員負担分は0.5%）)
宮津市職員互助会一般会計歳出額	12,379,369円
事務費	1,800,391円
福利厚生費	607,859円
事業費	4,497,860円
給付費	5,473,259円

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（令和元年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

水道企業

《告 示》

宮津市上下水道告示第11号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規

程（平成10年水管規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。
令和2年9月29日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定 第K98001号	上前設備工業	宮津市字宮村1141番地の1	代表 上 前 典 之	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98002号	入柿工業株式会社	宮津市字宮村1586番地	代表取締役 入 柿 慎 也	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98004号	株式会社沢田電気	宮津市字日置3560番地の58	代表取締役 澤 田 孝 典	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98005号	小谷商事株式会社	宮津市字須津749番地	代表取締役 小 谷 武 司	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98006号	協和管工株式会社	福知山市字新庄573番地の1	代表取締役 衣 川 聖 規	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98008号	三丹住設株式会社	宮津市字鶴賀 2070 番地	代表取締役 小 谷 嘉 久	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98009号	松浦水道工業所	宮津市字宮村1118番地	代表 松 浦 聰	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98010号	松田タイル	宮津市字日ヶ谷317番地	代表 園 好 司	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98014号	いのうえ電器	宮津市字溝尻463番地	代表 井 上 登	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98015号	足立石油株式会社	与謝郡与謝野町字男山60番地	代表取締役 足 立 経 彦	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98017号	株式会社入柿水道	宮津市字宮村1045番地の1	代表取締役 入 柿 浩 二	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98018号	吉田電気商会	宮津市字文珠179番地の1	代表 吉 田 信 雄	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98019号	提中浴槽有限会社	宮津市字獅子崎144番地の13	代表取締役 提 中 敏 夫	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98020号	森内工作所	宮津市字住吉1756番地の1	代表 森 内 雅 人	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98024号	株式会社山添電気	与謝郡与謝野町字弓木138番地1	代表取締役 山 添 宏 明	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98027号	峰山建材工業株式会社	京丹後市峰山町杉谷656番地	代表取締役 大 木 敏 彦	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98028号	株式会社マイベイ	舞鶴市字森220番地の40	代表取締役 山 下 正 一 郎	令和7年9月29日
宮水道指定 第K98029号	吉岡電気商会	宮津市字日置2622番地の1	代表 諸 井 薫	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98030号	株式会社小川設備	与謝郡与謝野町字弓木1915番地	代表取締役 小 川 秀 就	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98035号	金下建設株式会社	宮津市字須津471番地の1	代表取締役社 長 金 下 昌 司	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98037号	丹後水道株式会社	京丹後市峰山町安144番地	代表取締役 松 崎 敏 光	令和7年9月29日

宮水道指定 第S98040号	小倉設備工業	宮津市字小田宿野84番地	代表 小倉 安博	令和7年9月29日
宮水道指定 第S98043号	株式会社井上工業	京丹後市峰山町荒山751番地 の1	代表取締役 井上 敦夫	令和7年9月29日

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第11号

令和2年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月18日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和2年9月24日（木）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第12号

令和2年第12回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年9月29日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和2年10月1日（木）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般

各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の自己啓発等休業取扱要領を次のように定める。

令和2年9月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の自己啓発等休業取扱要領

第1 目的

この要領は、宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成29年宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号。以下「服務規程」という。）第2条の規定により、職員が自己啓発等休業の承認を受けようとするときの取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 自己啓発等休業の取扱い

職員は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認（公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるとき）を受けて、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、自己啓発等休業（職を保有するが、職務に従事しないことをいう。以下同じ。）をすることができるものとする。

1 対象職員

服務規程第 1 条に規定する職員を対象とするものとする。ただし、次の職員を除くものとする。

- (1) 臨時的任用の職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）による定年退職者等の再任用職員
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）による任期付職員
- (4) その他の法律により任期を定めて任用される職員

2 大学等教育施設

次に掲げる教育施設の課程を履修する場合に、自己啓発等休業をすることができるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）
- (2) 他の法律に特別の規定がある学校教育に類する教育を行うもののうち、(1)に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設
- (3) (1)又は(2)に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）
- (4) (1)から(3)までに類するものとして教育長が定める教育施設

3 国際貢献活動

国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）に参加する場合に、自己啓発休業をすることができるものとする。

4 休業できる期間

- (1) 大学等課程の履修のための休業できる期間は、2年とする。ただし、大学院（これに相当するものを含む。）の課程であって、修業年限が2年を超え3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合の休業できる期間は、3年とする。
- (2) 国際貢献活動のための休業できる期間は、3年とする。

5 承認申請

- (1) 職員は、自己啓発等休業をしようとする期間（連続する一の期間をいう。）の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして、原則として初日の1月前までに自己啓発等休業承認申請書（様式第1号。以下この項において「承認申請書」という。）により申請するものとする。
- (2) 自己啓発等休業の承認の申請に当たっては、次に掲げる内容が確認できる書類を添付するものとする。
 - ア 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
- (3) 自己啓発等休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めるものとする。
- (4) (1)の承認申請書は、所属校の校長に提出するものとし、承認申請書の提出を受けた校長は、自己啓発等休業の承認に係る副申書（様式第2号。以下この項において「承認申請副申書」という。）を作成し、当該承認申請書に添えて、速やかに宮津市教育委員会あて送付し、宮津市教育委員会は、当該承認申請書及び承認申請副申書とともに、速やかに教育長あて内申するものとする。

6 承認

自己啓発等休業の承認の申請があったときは、申請に係る期間について公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、承認するものとする。

7 自己啓発等休業の期間の延長

- (1) 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業の期間の延長を請求することができるものとする。その場合、延長をしようとする期間の末日を明らかにしなければならない。
- (2) 自己啓発等休業の期間の延長は、1回に限るものとする。
- (3) 自己啓発等休業の期間の延長の申請及び承認については、自己啓発等休業に準じて取り扱うも

のとする。

8 承認の失効

自己啓発等休業の承認は、自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合に失効するものとする。

9 承認の取消し

自己啓発等休業をしている職員が次の事由に該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

- (1) 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたとき（自己啓発等休業の期間の満了前に在学している課程を修めて卒業し、又は修了したことを含む。以下同じ。）。
- (2) 正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくは授業を頻繁に欠席しているとき又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。
- (3) 在学している課程を休学し、停学にされ、又は授業を頻繁に欠席しているとき、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないときその他の事情により、自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じるとき。

10 報告等

- (1) 自己啓発等休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく校長へ報告するものとする。
 - ア 9の(1)の事由が生じた場合
 - イ 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくは授業を欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - ウ 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- (2) 校長は、自己啓発等休業をしている職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

11 職務復帰

自己啓発等休業の期間が満了したとき、自己啓発等休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により失効したとき又は承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

第3 自己啓発等休業に係る給与の取扱い

自己啓発等休業に係る給与の取扱いは、次のとおりであること。

- 1 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 期末手当又は期末特別手当については、基準日に自己啓発等休業をしている職員には支給しない。また、在職期間の計算に当たっては、自己啓発等休業をした期間の2分の1に相当する期間を除算する。
- 3 勤勉手当については、基準日に自己啓発等休業をしている職員には支給しない。また、勤務期間の計算に当たっては、自己啓発等休業をした期間の全期間を除算する。
- 4 退職手当の在職期間の計算に当たっては、自己啓発等休業をした期間の全期間（月数）を除算する。ただし、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の要件に該当する場合には、自己啓発等休業をした期間の2分の1に相当する期間（月数）を除算する。
- 5 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業をした期間を、大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができるものとする。

第4 年次休暇、特別休暇等との関係

自己啓発等休業期間中にあつては、年次休暇、特別休暇等は取得できない。

第 5 出 勤 簿 の 表 示

「出勤印」欄に、「啓発休」と表示するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 10 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 2 年 9 月 3 日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 2 年 9 月 10 日 (木) 午前 8 時 30 分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室(別館 3 階)

3 議 題

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 27 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 28 号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

公 報 第 8 8 3 号 掲 載 漏 れ 分

選 挙 管 理 委 員 会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第 9 号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年 9 月 1 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

3 0 6 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 10 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年 9 月 1 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

5, 0 9 6 人

— * * * —

宮津市選挙管理委員会告示第11号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

2, 5 4 8 人